

発行 東京都

目次

規則

- 東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則 (福祉保健局医療政策部医療人材課) ……一
- 都市計画事業の認可 (二件) …… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……二
- 公共測量の終了 …… (都市整備局都市基盤部調整課) ……二
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可 (都市整備局市街地整備部民間開発課) ……三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更 (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……三
- 東京都環境影響評価条例による見解書 (環境局都市地球環境部環境都市づくり課) ……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (環境局多摩環境事務所環境改善課) ……三
- 都道 (首都高速道路) の区域変更 (建設局道路管理部路政課) ……四

告示 (選)

- 政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十一年分第三回) ……一六
- 政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十二年分第二回) ……一七

公告

- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数 (都市整備局市街地整備部管理課) ……一〇

規則

- 開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……一〇
- 土地収用法による収用の裁決手続開始 …… (東京都収用委員会) ……三

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年二月六日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第六号

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則

東京都立看護専門学校学則 (昭和四十六年東京都規則第七十三号) の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

学校の名称	学生定員		一の授業科目について同時に授業を行う学生数	修業年限	在学期間
	学年定員	総定数			
東京都立広尾看護専門学校	八十人	二百四十人	原則として四十人以上	三年	五年
東京都立荏原看護専門学校	八十人	二百四十人			
東京都立府中看護専門学校	八十人	二百四十人			
東京都立北多摩看護専門学校	百二十人	三百六十人			
東京都立青梅看護専門学校	八十人	二百四十人			
東京都立南多摩看護専門学校	八十人	二百四十人			
東京都立板橋看護専門学校	八十人	二百四十人			

第十一条の二第二項中「認めるときは、」の下に「別表に定める全科目の単位数の合計の二分の一を超えない範囲で」を加える。

別表中「第十一条」の下に「、第十一条の二」を加える。

表1-5 新宿区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	事業者の見解
項目		<p>意見の内容</p> <p>計画地は、新宿区の外濠周辺地区から連続する東京都風致地区条例の非濠風致地区(第二種風致地区)内に位置している。</p> <p>計画地周辺は既に高層建築物が存在する地区ではあるが、計画地は史跡である外濠(非濠)に隣接し、四谷見附橋から迎賓館にかけての外堀通りは、歴史的な趣意があるみどり豊かな並木を形成している。</p> <p>本件計画に当たっては、建物の形態、意匠、色彩及びみどりの連続性等、外濠周辺の景観と調和するよう十分に配慮されたい。</p> <p>また、新宿区は新宿区景観まちづくり計画で、地域の景観特性に基づき区分地区に「歴史あるおもむき外濠地区」を指定し、「都道外濠築状線(外堀通り)」を景観重要公共施設に指定するなど、良好な景観の形成に取り組んでいる。</p> <p>本事業における「築堤に影響を及ぼすおそれのある範囲」には、この区域の一部が含まれることから、新宿区の景観に関する条例、計画、方針等について評価書の項目「景観の保全に関する指針等」に追記し、評価に当たって参照されたい。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>本事業におきましては、建築物を高度利用することにより、地表面には周囲に開かれた空地を確保することを目標としており、その空地は周囲の緑と一体となる緑豊かなオーブンスペースとする計画としております。これにより、現在は分断されている計画地南側の弁慶の緑と、北側の清水谷公園の緑とをネットワークさせ、周囲に開放されたまとまった緑地空間が形成されると考えます。</p> <p>また、計画地内で「都市計画公園(総合公園・紀尾井町公園)」(未開闢)として指定されている範囲は、変更は行わずとまいった緑地として保全することとしてしております。</p> <p>なお、評価書においては、新宿区の景観に関する条例、計画、方針等について評価書の項目「景観の保全に関する指針等」に追記いたします。</p>
項目		<p>意見の内容</p> <p>評価書案によれば、新宿、レジデンス及び別館において確認されたアスベストを含む建材の処理・処分は、解体工事着手前に行うとしているが、除去工事中にアスベストが飛散した場合には、周囲の環境や人体への影響が懸念される。本評価書案においては、既設建築物撤去に伴う塵埃物非出量を評価対象として行われるアスベスト除去工事についても環境影響評価の対策項目とされた。</p> <p>また、アスベスト除去工事の説明会資料によれば、敷地境界等においてアスベストの大気中濃度測定を実施するところがあるが、測定結果については積極的に公表されるよう要望する。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>既存の新館等のアスベスト除去工事については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「石綿障害予防規則」(平成17年2月厚生労働省令第21号)、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成21年 東京都環境局)及び「塵埃物の処理及び清掃に関する法律」(昭和48年法律第137号)等に基づき、適切に処理する計画としています。</p> <p>なお、敷地境界におけるアスベストの大気中濃度の測定結果につきましては、随時周辺の住民の皆様にご連絡していただければ幸いです。また、測定結果については、環境影響評価書に記載いたします。</p>

●東京都告示第百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

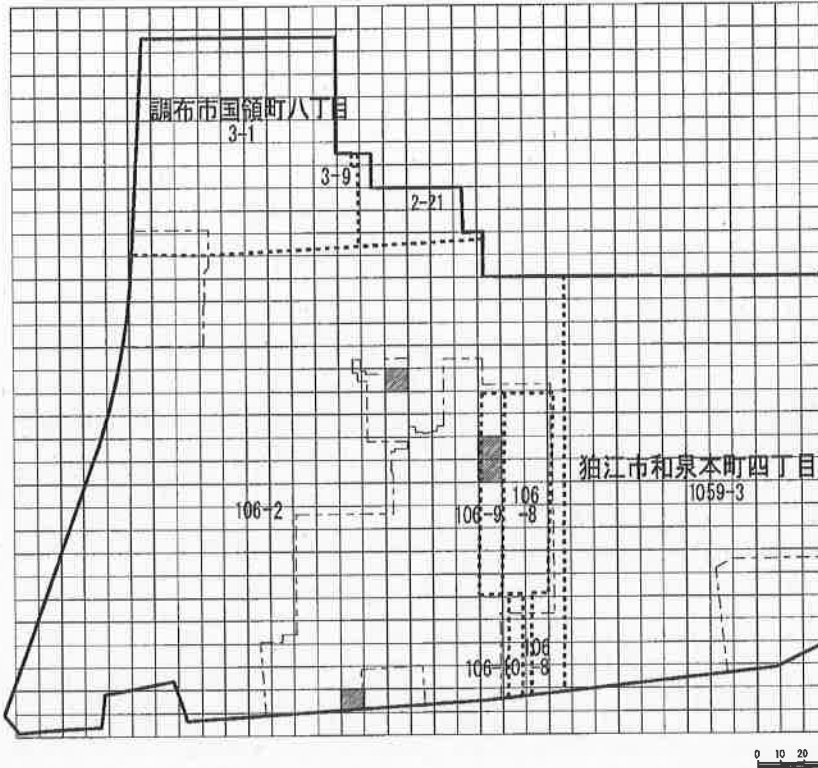
平成二十四年二月六日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(狛江市和泉本町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



支点
 支点は、敷地境界(狹江市和泉本町四丁目1069番3)の最北端とする。

格子の回転角度
 29度8分34秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例**
- 敷地境界
 - 調査対象地
 - 形質変更時要届出区域
 - 単位区画境界線
 - 兼界

0 10 20 30

●東京都告示第百五十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十三年十二月十六日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

ついては、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京管理局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 路線名 高速湾岸
- 二 変更の区間 品川区八潮三丁目六番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

告示

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....(環境局都市地球環境部総量削減課).....一
- 土地区画整理組合の設立認可.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....四
- 東京都福祉住宅の廃止.....(都市整備局都営住宅経営部経営企画課).....四
- 都営住宅の廃止.....(同).....四
- 都営住宅の使用料の変更.....(同).....六
- 特定都営住宅の廃止.....(同).....九
- 都営改良住宅の廃止.....(同).....九
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更.....(同).....二〇
- 都営住宅の駐車場の区画数変更.....(同).....二〇
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数.....(同).....二〇
- 建築基準法による道路の指定.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....二〇
- 建築基準法による道路位置の指定.....(同).....三
- 建築基準法による道路位置の指定.....(同).....三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一項の規定に基づき
.....(環境局都市地球環境部総量削減課).....三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....
.....(環境局多摩環境事務所環境改善課).....三

- 東京都内水面における漁業の免許の内容等.....(産業労働局農林水産部水産課).....二四
- 都道の区域変更(三件).....(建設局道路管理部路政課).....一九
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更.....(建設局公園緑地部公園課).....三三

公 告

- 開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・第二課).....二四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....二四
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(同).....二五
- 障害者就業・生活支援センターの指定.....(産業労働局雇用就業部就業推進課).....二五
- 消防法に基づく命令(二件).....(東京消防庁).....二五

規 則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年四月三十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都規則第九十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。

一 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者(以下この号において「中小企業者」という。)のうち、次の要件に該当するものを除いたもの

- 三 登録検証機関名称
優良事業所基準(第一区分)
NKS Jリスクマネジメント株式会社
- 四 代表者氏名
代表取締役 石川 秀洋
- 五 変更前の営業所名称
NKS Jリスクマネジメント株式会社 本社
- 六 変更後の営業所名称
損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社 本社
- 七 営業所所在地
新宿区西新宿一丁目二十四番一号
- 八 変更年月日
平成二十五年四月一日

●東京都告示第六百八十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月三十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(狛江市和泉本町四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



支店
支店は、敷地境界(狛江市和泉本町四丁目1059番3)の最北端とする。

格子の回転角度
29度0分34秒
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡 例**
- 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - 指定を解除する区域
 - 単位区画境界線
 - 境界

0 10 20 30